

民間工事の契約等に関する ワーキンググループ(仮称)の設置について

○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～(平成30年6月22日公表)(抄)

Ⅲ. 今後さらに検討すべき事項

1. 民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工の推進について

今回の基本問題小委員会においては、建設業の働き方改革を推進する観点から、適正な工期設定の推進など、民間発注工事も含め、受発注者双方の「請負契約の適正化」に関する取組について審議を行ったところである。

一方、今回審議を行った働き方改革の取組のほかにも、例えば、

- ・ 技術職員の不足する小規模な民間発注者等に対するサポートの強化の視点
- ・ 発注工事の性格や地域の実情等に応じた事業者選定の円滑化の視点
- ・ 民間発注工事におけるコンプライアンス確保の視点
- ・ 民間発注工事における施工体制の適正化の視点

などについて、契約自由の原則を前提としつつも、民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工に資する観点から、今後検討を行っていくことがのぞましい。

また、今回のとりまとめでは、公共工事の施工時期等の平準化について対応の方向性を示したが、今後は、民間発注工事についても、受発注者双方にとってコストや工期等の点でメリットがある形で平準化に向けた方策の検討が行われることを期待する。

(参考)民間発注工事をめぐる制度の現状(議論用)

第4回基本問題小委員会
(平成30年5月28日開催)
資料1より抜粋

	民間発注工事をめぐる制度の現状	公共工事における取組の例
発注準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ・各発注者の個別判断で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定(公共工事品確法 § 22) ・CM方式等の活用(公共工事品確法 § 21) ・発注見通しの公表(入札契約適正化法 § 4、6、7)
事業者選定段階	<ul style="list-style-type: none"> ・各発注者の個別判断で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、一般競争入札(会計法 § 29の3、地方自治法 § 234)かつ予定価格の範囲内における最低価格落札方式(会計法 § 29の6、地方自治法 § 234) ・工事の性格等に応じた多様な入札契約方式(技術提案交渉方式、段階的選抜方式、地域維持型契約方式等)の活用(公共工事品確法 § 14~20)
契約締結段階	<ul style="list-style-type: none"> ・中建審において契約書のひな形(民間建設工事標準請負契約約款)の作成(建設業法 § 34) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中建審において契約書のひな形(公共工事標準請負契約約款)の作成(建設業法 § 34)
施工段階	<ul style="list-style-type: none"> ・一括下請負(丸投げ)の禁止(建設業法 § 22) ・特定建設業での施工体制台帳の作成・備え置き(建設業法 § 24の7) ・施工体系図の掲示(建設業法 § 24の7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括下請負(丸投げ)の全面禁止(入札契約適正化法 § 14) ・全ての公共工事での施工体制台帳の作成、台帳の写しの発注者への提出(入札契約適正化法 § 15) ・施工体系図の公衆の見やすい場所への掲示(入札契約適正化法 § 15)
その他 (不正行為の排除)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく監督処分(建設業法 § 28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に基づく監督処分(建設業法 § 28) ・法令違反があった場合の公共発注者による関係者への通知(入札契約適正化法 § 10、11)

民間工事

○ 民間工事について、法令上の定義は無い

※一般的には、以下のような「公共工事」に該当しない建設工事が「民間工事」として考えられている

公共工事

①入札契約適正化法、公共工物品質確保法における「公共工事」

⇒国、特殊法人等(※1)又は地方公共団体が発注する建設工事

(※1)特殊法人等一覧

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構
国立大学法人法第2条に規定される国立大学法人及び大学共同利用機関法人

②経営事項審査の受審を要する「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの」

⇒国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人(※2)が発注者であり、工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式は1,500万円)以上のもので緊急を要しないもの

(※2)公共法人、準ずる法人の例

入札契約適正化法、公共工物品質確保法における特殊法人等(※)のほか、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、日本下水道事業団、東京地下鉄株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 など

※ 情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構、自動車事故対策機構、沖縄科学技術大学院学園については、
入札契約適正化法、公共工物品質確保法における特殊法人等に該当し、経営事項審査受審義務の対象外

※その他、建設業法において、技術者の専任配置が必要な工事として

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」が規定されている。

設置の趣旨

「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ」(平成30年6月22日公表)において、民間工事における円滑な工事発注や適正な施工に資する観点から、民間工事をめぐる制度の現状を踏まえつつ今後検討を行っていくことが望ましいとされた事項に関し、より専門的かつ幅広く検討するため、新たにワーキンググループを設置する。

検討体制(案)

- 契約締結段階よりも前の段階に係る事項を含めて幅広く検討を行うため、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の下部組織として「民間工事の契約等に関するワーキンググループ(仮称)」を設置。

主な検討事項(案)

- 技術職員の不足する小規模な民間発注者等に対するサポートの強化
- 発注工事の性格(必要な技術力等)や地域の実情等に応じた事業者選定の円滑化
- 民間発注工事におけるコンプライアンス確保、施工体制の適正化 等

スケジュール(案)

平成30年 6月	基本問題小委員会中間とりまとめ
8月6日	中央建設業審議会 総会 ⇒検討体制、主な検討内容、スケジュールについて報告
以降	基本問題小委員会においてワーキンググループの設置・委員について決定 「第1回民間工事の契約等に関するワーキンググループ(仮称)」開催

中央建設業審議会

- ・建設工事標準請負契約約款の作成
- ・入札の参加者の資格に関する基準の作成
- ・入札契約適正化指針や、経営事項審査の項目及び基準に関する意見 等

社会資本整備審議会

〔建設業の改善に関する重要事項の調査審議 等〕

産業分科会

建設部会

不動産部会

基本問題小委員会 (H23.9.30設置)

〔建設産業の活力回復と持続的発展を図るため、今後の建設産業のあり方に関する検討と建設工事に係る基準の見直し等に関する検討を一体的に実施。〕

民間工事の契約等に関する ワーキンググループ(仮称)

〔民間発注工事における円滑な工事発注や適正な施工の推進について検討。〕

建設工事標準請負契約約款 改正検討ワーキンググループ(仮称)

〔民法改正の施行時期(H32.4.1)を見据え、標準請負契約約款の改正を検討。〕